

(第66号議案)

中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として中野区規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（<u>中野区規則で定める者を除く。</u>）（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第12条～第15条（略）</p> <p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当</p>	<p>第1条～第15条（略）</p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける職員、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として中野区規則で定める法人（以下「規則法人」という。）の職員（以下「都職員等」という。）から引き続いて職員となつた者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となつた者のうち区長が特に必要と認める者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続いた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続いて職員となつたものの先の職員としての引き続いた在職期間の始期から都職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第12条～第15条（略）</p> <p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当</p>

該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

第17条～第24条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第11条第5項の改正規定及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条第5項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をした者

2・3 (略)

第17条～第24条 (略)

附 則 (略)